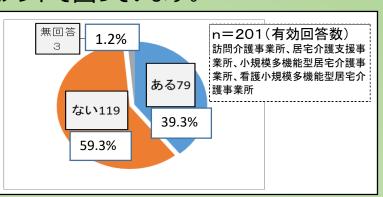
看護師・ケアワーカーへの暴力・ハラスメントは

絶対許しません!!

◆滋賀県内の訪問看護ステーションの37.1%、訪問系介護サービス事業所の39.3%が利用者や家族等からのハラスメントで困っています。







◆このような暴力・ハラスメントがあります。

物理的・身体的な 暴力・ハラスメント

- ○蹴る ○噛む
- ○唖を吐く
- Oつねる
- ○物を投げつけられる

精神的な 暴力・ハラスメント

- ○怒鳴る ○無視する
- ○特定の担当者のサービスを 理由なく拒む
- ○「やめてしまえ」などの人格を否定するような発言をする。



性的な 暴力・ハラスメント

- ○体に触られる
- ○「胸が小さい」「パンツを みせて」等という
- ○介護に不必要な場面で下半身を露出する

◆弊事業所の対策

暴力・ハラスメント対応マニュアル

管理者の役割や対処方法などのルールを定めたマニュアルを作成しています。

利用者・ご家族への説明

利用者・ご家族へ暴力・ハラスメント対策 に対する事業所の方針や介護保険サービス において提供できるサービスの内容や範囲 を事前に説明しご理解をいただいています。

暴力・ハラスメント対策基本方針

暴力・ハラスメントは絶対に許さないという 方針です。



職員の教育・研修

暴力・ハラスメント対策マニュアルや接 遇・コミュニケーション技術、職員自身が 取り組むべき事項の研修利用者との節度あ る関係の維持など、職員自身が取り組むこ との研修を行っています。

複数訪問・担当者交代 等

必要があるときは、複数訪問や担当者の 交代についてご理解をいただいています。

行政・医療機関・ケアマネジャーなど関 係機関との協力関係の構築

対応困難な事例については、地域ケア会議で話し合い、多職種・関係機関と連携して協働して対応できる体制を構築しています。

暴力・ハラスメント 発生報告の周知徹底

暴力・ハラスメント事案はすぐに管 理者に報告・相談を行うルールです。

◆職員一人ひとりが、暴力・ハラスメントの予防に取り組みましょう!



- ✓ 暴力・ハラスメント対策の研修を受け、日頃の準備や接遇、緊急時の対応について理解しておきましょう。
- ✓ 相手に刺激や不快感を与えないように身だしなみを整え、緊急時には走れるような靴・服を身につける、退路を確保するなど、自分でできる対策を行いましょう。
- ✓ 訪問時には、訪問の場所、滞在時間、移動手段(徒歩、自転車、自動車、電車など)経路などを事業所に事前に報告しておき、携帯電話に待機者の連絡先、最寄りの警察等の電話番号を登録しておきましょう。
- ✓ 利用者等から職員個人の情報の提供を求められても断り、理不尽な要求があった場合は適切に断るなど節度ある良 好な人間関係を築きましょう。
- ✓ 暴力・ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合や、そのおそれを感じる場合は、速やかに事業所に報告・相談しましょ っ

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課